

## 屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱

この要綱は、屋久島地区エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）が行う屋久島ガイド登録・認定制度登録ガイド（以下「屋久島ガイド」という。）の登録・認定に関し必要な事項を定める。

（登録・認定制度の目的）

第1条 この制度は、協議会が掲げるエコツーリズムの趣旨にのっとり、屋久島における固有の自然や文化を保全し、その適正かつ持続的な利用を図るとともに、利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての活動を通じて地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位の確立に資することを目的とする。

（対象）

第2条 屋久島ガイドの対象は「主に野外において有料で、屋久島を案内したり解説したりする者」とする。

（登録の申請）

第3条 登録を希望するガイド（以下「申請者」という。）は、様式1、様式2、様式3に必要な事項を記入したものと及び別表1の提出書類を様式4に添付したものを、協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

（登録の基準）

第4条 屋久島ガイドの登録基準（以下「登録基準」という。）は、別表1に示すとおりとする。  
2 会長は、前項の登録基準を改定する場合、協議会設置要綱第8条に規定する屋久島ガイド登録・認定制度運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（審査）

第5条 会長は、登録・認定の申請があった場合、委員会に登録・認定の審査を依頼する。  
2 委員会は、登録・認定の適否の審査を審査部に依頼する。

（登録等）

第6条 会長は、委員会の審査報告を受けてその旨を申請者に通知し、申請者が別に定める登録料を納めたことを確認した上で屋久島ガイドとして登録するものとする。

（登録証等の交付）

第7条 会長は、第6条の登録を行ったときは、申請者に様式5の登録証及び標章等を交付する。  
2 屋久島ガイドは、登録証及び標章等を、ガイド活動時に携行するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 登録の有効期間は、第6条の登録の日から3年を経過した年度の3月31日までとし、3年ごとに屋久島ガイドは更新の申請をすることができるものとする。

（登録の公表）

第9条 会長は、第6条の登録をしたときは、様式3に記入された情報を「屋久島ガイド名鑑」に登載するなどし、公表を行う。

（登録内容の変更）

第10条 屋久島ガイドは、登録証に記載された事項に変更があったときは、登録証を添えて会

長に提出し、その訂正を受けるものとする。

- 2 屋久島ガイドが当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出るとともに、登録証及び標章等を返納するものとする。
- 3 登録内容の訂正、登録の廃止を行った場合、会長は速やかに「屋久島ガイド名鑑」の変更を行う。

(登録の抹消)

第 11 条 会長は、この要綱の目的に照らし、登録抹消に関わる次の各号に掲げる事由が生じたときは、委員会に審査を依頼し、その登録を抹消することができる。

屋久島ガイドの登録基準に適合しないと認められる事由が生じたとき。

屋久島ガイドの過失等が原因による重大な事故が生じたとき。

屋久島ガイドが利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等が改善されないとき。

ガイド名鑑の掲載情報が虚偽であると認められるとき。

- 2 会長は、前項により登録を抹消したときは、当該ガイドにその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受けた当該ガイドは、遅滞なく会長に登録証及び標章等を返納するものとする。
- 4 登録の抹消を受けた者は、登録が抹消された日から起算して3年間は、登録の申請はできないものとする。

(登録の更新)

第 12 条 第 8 条に基づき、登録の更新申請をする屋久島ガイドは、様式 6 の更新申請書に必要な書類を添付して、会長に提出するものとする。

- 2 前項の更新申請は、登録有効期間の満了の日の3月前から1月前までの間に行うものとする。
- 3 第 4 条から第 7 条及び第 9 条から第 11 条までの規定は、登録の更新にこれを準用する。

(苦情の通知、調査及び対処報告)

第 13 条 委員会は、利用者や住民等から屋久島ガイドについて苦情が寄せられた場合は、必要に応じて当該ガイドに通知すると共に、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

- 2 委員会は、苦情及び苦情処理について、その概要を必要に応じて屋久島ガイドに周知することとする。

(事故の報告)

第 14 条 屋久島ガイドは、事業又は業務の遂行上、重大な事故が生じた場合は、速やかに会長に報告するものとする。

- 2 報告を受けた会長は、その概要を屋久島ガイドに周知し、事故の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第 15 条 会長は、登録の審査等において、関係する職員または委員会の委員を屋久島ガイド所在地やガイド場所等に派遣させ、調査させることができる。

附 則 この要綱は、平成 17 年 10 月 4 日から施行する。